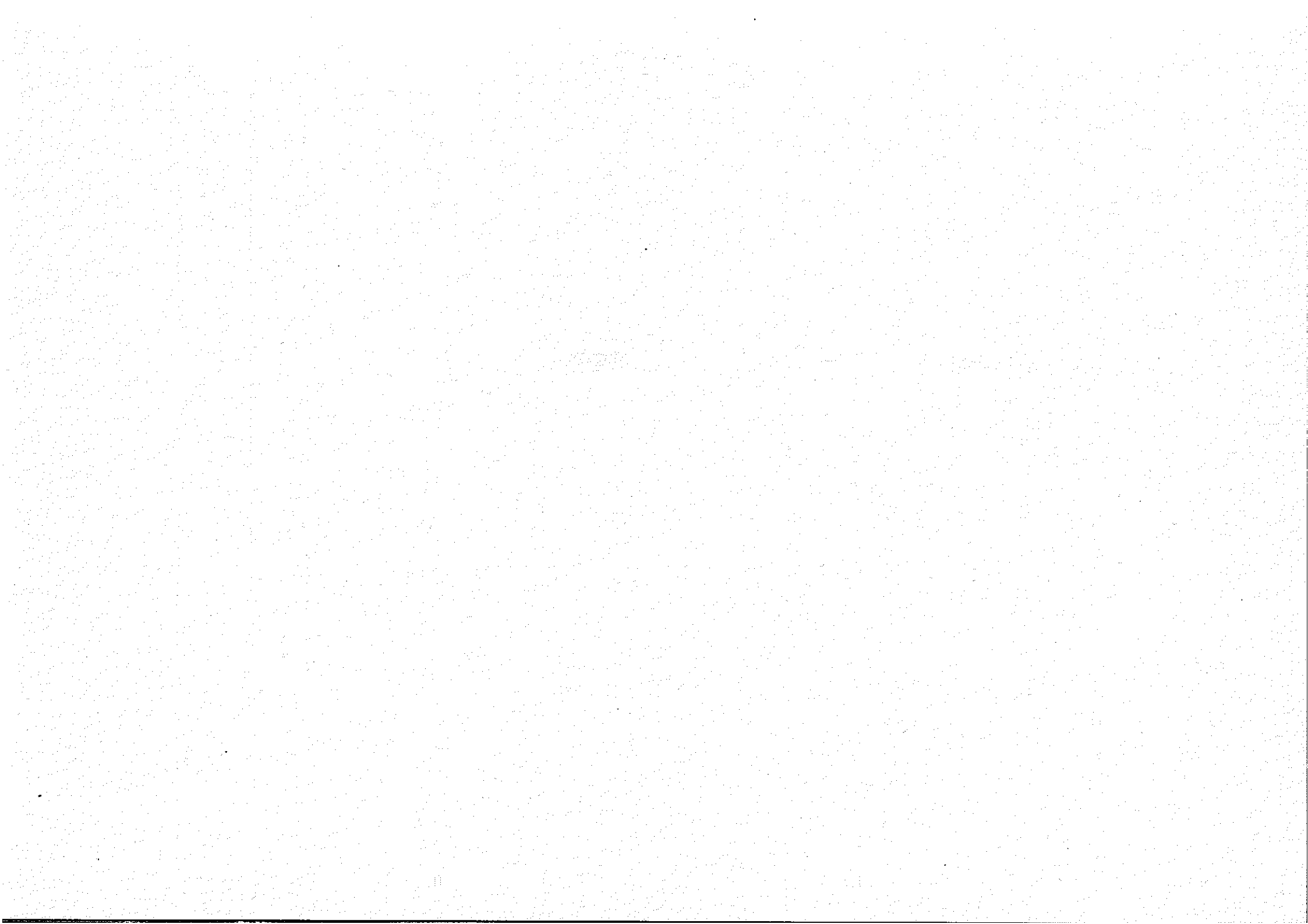


確定拠出年金制度における投資教育について

(事例集)

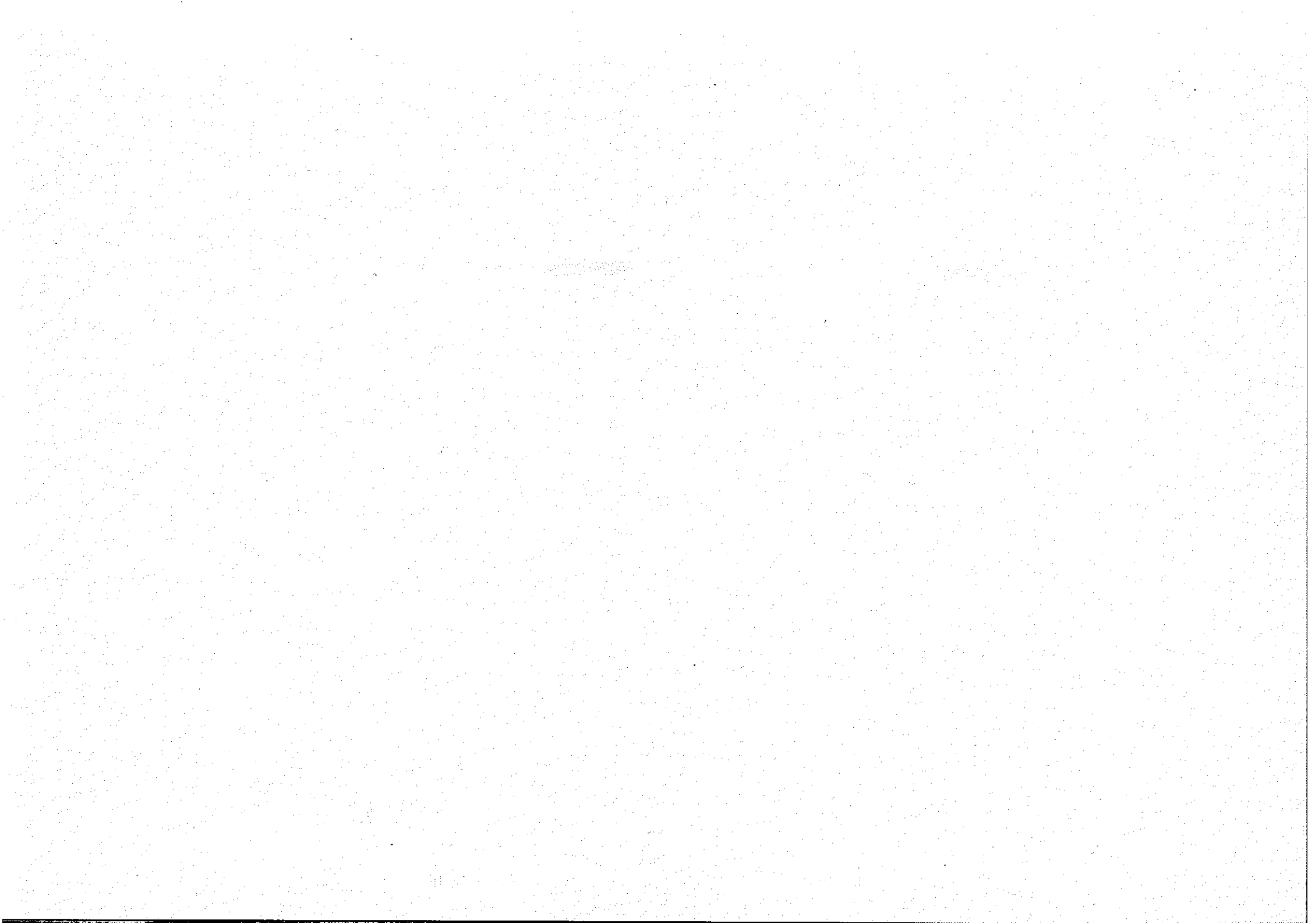
平成17年3月24日

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課



目 次

I 企業等の取組み状況	1
II 確定拠出年金連絡会議・座談会	67
(参考資料1) 確定拠出年金制度における投資教育を行うに当たっての留意点	
(参考資料2) 法令解釈 (平成13年8月21日年発第213号の抜粋)	
(参考資料3) 企業型確定拠出年金の加入者実態調査の結果	



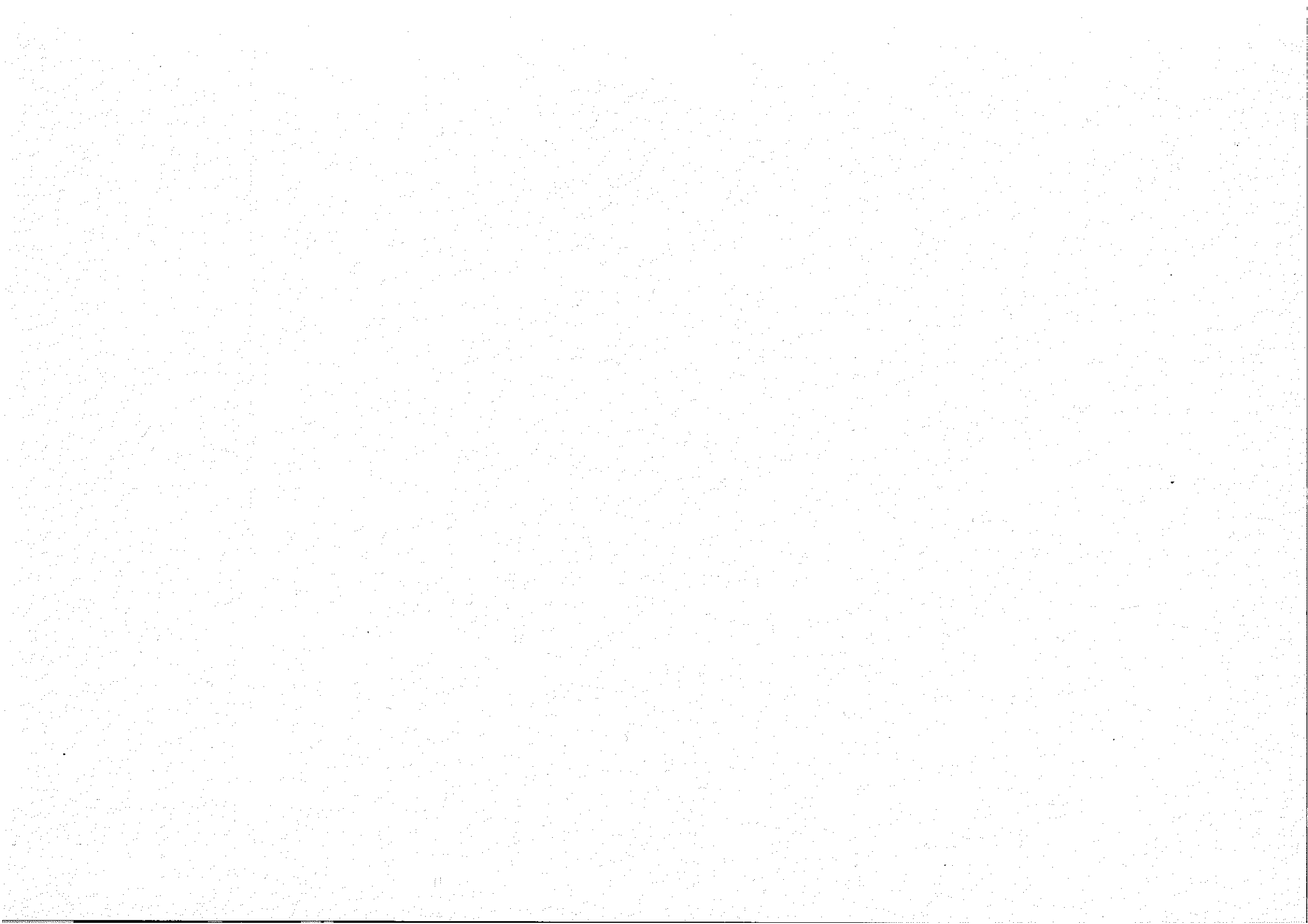
I 企業等の取組み状況

<企業の実践状況>

- アプライドバイオシステムズジャパン株式会社
- サンデン株式会社
- 株式会社ジェーテック
- 株式会社すかいらーく
- 双日株式会社
- 東京電設サービス株式会社
- トヨタ自動車株式会社
- 日本アイ・ビー・エム株式会社
- 株式会社日立製作所
- 株式会社三越

<労働組合の実践状況>

- セイコーエプソン労働組合



「アプライドバイオシステムズジャパン（株）」の投資教育の事例について

1. 企業のプロフィール

名称：アプライドバイオシステムズジャパン（株）
設立年月日：平成5年7月（事業開始：昭和60年7月）
業種：精密機械器具卸売業
従業員数：平成17年1月31日現在
245名（男196名、女49名）
平均年齢：37.7歳

2. 導入している年金制度等について

① 企業年金等の導入状況（平成17年1月31日現在）	【給付費の割合】	【加入者数】
・ 確定拠出年金	25%	245名
・ 退職一時金	25%	231名
・ 適格年金	50%	231名

② 確定拠出年金制度の導入理由

- ・ 1999年1月にアプライドバイオシステムズ社（当時パーキンエルマー社）とパーセプティブバイオシステムズ社の合併が行われ、それに伴い退職金・年金を含めた処遇制度の統一化を図ることとなった。給与処遇は合併時に統一化されたが、退職金・年金等、退職給付にかかる制度の統一化については、確定拠出年金制度を用いることとした。
- ・ 確定拠出年金制度の導入を当時から考えていた背景としては、両者とも親会社が米国企業でかつ新しい企業であるため、ストック・オプション制度を日本の従業員にも従来から適用していたため、会社からの給付の価値が市場の株価により変動することに何ら違和感をもたず、また、従来型の企業年金制度の大きな制約である転職の場合の不利益を解消する上で、確定拠出年金のポータビリティーに対する期待も大いにあった。企業にとっても会計上の理由から、確定拠出制度を利用して制度の統一化を考えたこととした。
- ・ また、当社における従業員の主たる採用は不定期採用（所謂、中途採用）であり、確定拠出年金制度を有する企業からの人材を採用する上での阻害要件は排除しておきかかった。
- ・ 一方、税制適格年金から確定拠出年金への移行を視野に入れていたため、従業員に対して確定拠出年金制度の「練習」機会を提供する意義があった。

③ 導入前後の体系図及び制度改定の考え方

[導入前]

アプライド

パーセプティブ

[導入後]

統一後

厚生年金基金 (20%)	退職一時金 (100%)	確定拠出年金 (25%)
退職一時金 (30%)		
適格年金 (50%)		
		退職一時金 (25%)
		適格年金 (50%)

- ・ 当社における確定拠出年金制度は、両社の退職給付の体系及び水準格差を補正する手段として用いられた。
- ・ 制度移行前後の退職給付についてモデル（勤続30年、60歳定年退職）比較を行うと概ね上の図の通りとなる。尚、適格年金は60歳定年退職時にのみ支給され、その場合、退職一時金の減額調整が行われる。
- ・ 今後、税制適格年金の確定拠出年金への移行を視野に入れていることは前述の通りであり、従業員の段階的な適応を可能とするため、第一段階として現行水準での確定拠出年金を導入することとした。
- ・ 制度運営については、当社の規模では専門的なスタッフを抱えるのは合理的ではないため、運営管理業務は日本生命保険相互会社に委託することとした。

④ 導入した確定拠出年金の仕組み

対象者：正社員全員

掛金の算出方法：基準給与に一定率を乗じて算出

業務委託の状況：・運用関連業務は運営管理機関（1社）に委託

- ・ 資産管理機関1社に委託
 - ・ コールセンターは運営管理機関に委託
- 運用商品の数：・預金または貯金（元本確保型2・それ以外0）
- ・ 生命保険（元本確保型2・それ以外0）
 - ・ 投資信託（元本確保型0・それ以外11）
 - ・ バランス型（元本確保型0・それ以外3）

3. 投資教育について

- ① 企業における投資教育に対する基本的考え方（運営管理機関との役割分担、事業主として実施する事項等に関する企業としての考え方を含む。）
 - ・ 当社の場合には人事部門の人員に限られており、また、専門的なスタッフを新たに配置することは合理的ではないとの判断から、運用関連運営管理業務を委託している日本生命を可能な限り活用することを目指した。
 - ・ 換言するならば、制度の安定的導入・定着に不可欠となる投資教育を含めた高品質な従業員へのサポート体制を事業主に代わって提供できるか否かが運営管理機関選定時の重要なポイントとなった。
 - ・ また、事業主責任を全うする上でも、信頼できる運営管理機関を選定し、密な連携を取って行くことは極めて重要と考える。
 - ・ 企業規模、人事部門の陣容は多様な形態があり、事業主責任である投資教育を実際にどのような形で実施して行くべきかに対し、画一的な規定を設けることは今後とも本制度を広く普及させることを鑑みた場合、重大な阻害要因となると考える
 - ・ 継続教育については、会社として従業員各人の投資経験や知識レベルに応じた教育機会を付与することが求められている。一方、現時点で提供可能な手法を考えた場合、集合教育は多様な要望に対応したものを開催することは事実上不可能であり、Webによるサービスが個々の社員のニーズに適合できる継続教育の方法として最適であると考える。
 - ・ また、当社のように小規模な企業においては、自社システムを開発することは現実的に困難であるため、運営管理機関の提供するものに頼らざるを得ないため、事業主に代わり優良な Web サービスを提供できるか否かが運営管理機関を選定する上での一つの判断基準となると考える。
 - ・ 一方で、本制度の前提にある自己責任の原則、従業員の能動的な行動といった点に立ち返って考えた場合、会社が義務として行うべきものについては情報提供にとどめるべきではないかと考える。
 - ・ なぜならば、従業員に対するサーバー・ネットとしては、商品選定の際に元本確保型商品を組み込むことが制度上義務付けられていることで充分制度上対応しており、また、より高い運用益を創出する機会には従業員各人に平等に提供されているからである。投資に関する情報は極めて一般的な情報であり、日常の社会においても様々な形で簡単に入手でき、ことさら企業が義務として提供しなければならない情報であるとは考えにくい。
 - ・ このような背景の中、従業員の老後の年金制度において中核をなす公的年金「厚生年金」に関する情報を従業員が簡単に入手できないことが極めて重大な問題であると考える。老後の生活資金を総合的に形成して行く上で、確定拠出年金の位置付を正確に理解せずに資産のポートフォリオを決定しなければならぬ状況は改善されるべき事項と考える。
 - ・ 確定拠出年金制度における企業の従業員教育を検討する際には、ぜひとも公的

年金に関する情報提供（特に給付額）についても同一の次元で議論すべきである。

② 投資教育の具体的取組

・投資教育の内容

(イ) 制度導入時

- ・当社において、本制度の根幹の一つである自己責任原則は既に社内の規範の一部として定着しており、また、会社からの給付が市場価格により変動することはストック・オプション制度が既に導入されていたため課題となることはなかった。
- ・導入にあたり、2つの退職金制度の統合・過去に加入していた厚生年金基金からの給付相当額の取り扱いも含めて従業員の理解を求めたため、全社員を対象とした説明会を行うこととした。あわせて、従業員の個別の問い合わせにも応じられるよう運営管理機関との連携も事前に整えた上でコールセンターも準備した上、下記の施策を実施した。

(1) 説明会

- ・全正社員を対象に、2ヶ月程度をかけ6回実施。
- ・原則として就業時間内の実施とし、標準実施時間は90分/回。
- ・主な実施内容：退職金制度の変更内容・確定拠出年金制度の概要

資産運用に関する基本的考え方と基礎知識

運用商品説明

- ・退職金制度の変更内容、確定拠出年金制度概要については人事部門が、資産運用の基礎知識や運用商品の概要については運営管理機関が説明。
- ・説明会に参加できない者のために、説明会資料を電子掲示板に掲示するとともに、確定拠出年金制度・商品案内・投資の基礎知識等をまとめたパッケージを配布

(2) パッケージの配布

- ・当社の確定拠出年金制度の概要や資産運用の基礎等に関する一般的事項について、運営管理機関の全面的な支援を受け、従業員が利用しやすいパッケージを作成。

パッケージ内容は次の通り、

「当社独自のもの」

ABJ 確定拠出年金プラン概要書

「当社の選定によるもの」

運用商品ラインナップ

運用商品ガイド（個別商品の概要）

運用商品実績資料（個別商品の過去の運用実績）

「運営管理機関の資料」

確定拠出年金ガイド

投資の基礎知識

コールセンター・Web 利用手引き

(3) WEB

運営管理機関のものを利用

(4) コールセンター

運営管理機関が対応

(ロ) 新規加入時

- ・入社時の手続き（オリエンテーション）の一環として実施
- ・実施内容は、制度導入時の教育と同じ。

(ハ) 継続時

(1) 運用商品情報の定期配布

- ・運営管理機関より年1回自宅へ送付

(2) WEB

(3) コールセンター

(4) 情報配布

- ・四半期に一回、市場動向も含めた情報提供を運営管理機関より受け、全社員にE-mailにて配布。

(5) 資産運用実態

- ・当社の運用実態（資産配分、運用実績等）を年に一度、電子掲示板に掲示

・投資教育の課題

- ・事業主の投資教育については様々な意見があるが、その根幹は従業員が合理的な意思決定をできる環境をいかに企業が整備して行くかに尽きると考えられる。しかしながら、近年、社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引下げがなされ便宜が図られてきているが、現時点では公的年金の具体的な給付水準に関する情報を個々の従業員が簡単入手できない状況にあるとは言い難いのではないだろうか。企業が行う投資教育を有効なものにするためにも、時間的・場所的な制約を受けないインターネットを利用した公的年金に関する個人情報提供サービスの質を高め、一般的な情報提供ではなく個々人の情報を正確に提供できるシステム構築が急務と考える。

（公的年金における個人情報の影響に関する取組みは、別紙の「年金個人情報」の整備について」を参照）